監査公表第３号
平成30年４月27日

呉市監査委員　奥野　彰
同　迫　正博
同　中田光政

平成28年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

地方自治法第252 条の38 第６項前段の規定により包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので，同項後段の規定により，別紙のとおり公表します。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
36	秘書広報課	5	補助金	呉市国際交流協会	意見	在呉外国人との交流事業，交友海外都市との交友事業，広報活動等の活動を行っている。決算報告によると収入面では会費収入，事業収入などの補助金以外の収入もあり，バランスのよい収入構成となっている。平成２７年度より人件費増加に対処するため補助金増額となっているが，支出面においては事業費率が減少傾向であるので，市民ニーズをとらえた事業の新規展開等についてより積極的な対応が望まれる。	新たな語学講座や外国人向けの防災講習の開催，多言語生活情報紙の対応言語増といった市民ニーズを踏まえ，新規・継続事業を検討・実施した。 外国人住民の国籍割合の変化や全体数の増加，その他，台湾・基隆市との姉妹都市提携など，今後も変化に対応した事業を展開していく。
38	総務課	9	補助金	呉市安全会議	意見	昭和３７年に呉市が「安全都市宣言」をしたときからの補助事業であり，安全会議の開催及び小学生の安全ポスター作成等を通じての啓発活動などの事業も行っている。年１回の総会及び各団体より随時に活動について意見聴取等を実施しているが，事業が毎年慣習化されている傾向にある。補助金額も毎年定額となっているので，補助事業の見直し等の検討をしっかりと行ってもらいたい。	補助事業により実施している５部会の事業について，ヒアリング等を行い見直し等の検討を行ったが，事業費が不足する場合は他団体と連携し事業を実施しており，現時点での補助金額の変更及び廃止等は困難である。今後も事業の見直しや工夫をし，市民から期待され喜ばれる事業を増やしていくため検討していく。
40	人事課	19	交付金	自己啓発援助	意見	自分磨き，資格取得，職員グループ研究への補助金であるが，支出後の効果，評価について，年１回報告会を実施されてはいるが，報告会への参加職員も少数である。資格取得以外の成果は目に見えないものではあるが，将来的には人事考課および給与への反映などへの活用が望まれる。	自分磨き，資格取得への補助金の支出については廃止を決定した。ただし，人材育成の観点から自学については職員グループ研修を含めて「自己申告書」に記載欄を設けるなど，引き続き職員の人材育成の一環として自学を促進していく。
33・66	地域協働課	87	補助金	くれ協働提案	意見	（積極的な情報公開）P33 補助金等の「公益上の必要性」については時間の経過とともに変化していくものである。具体的に補助金等の見直しを進めていくにあたっては，費用対効果が低くなったものや，役割が薄れたものを随時見直すとともに，新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れ，市民ニーズに適ったものにしていく必要がある。 そのために市民によるけん制機能を確保するためには，何よりもわかりやすい情報公開に努めることが不可欠であり，結果として市民にとっての透明性の高い補助金等制度となるものと思われる。 補助金等の中には成果指標の数値が毎年減少しているなどの情報公開不足だと思われるものが顕在する。 （個別意見） １事業50万円，最長３年の補助金であるが，高齢者に対して，また地域的には島嶼部への事業が多く，活動内容の偏りが見受けられる。公募型であり提案件数が減少傾向ともなっているため，市民への周知徹底をもっと図るべきである。	事業実績などを精査した結果，平成２９年度以降，新規提案の募集を行わないこととした。（最終年度：平成３０年度）

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
70	地域協働課	90-2	交付金	ゆめづくり地域協働	意見	市内２８の協議会ごとの報告書作成のため，協議会によっては活動内容および活動効果がまったく見えない報告書が見受けられる。報告書作成の意義を再検討し，活動の見えない報告書は改善すべきである。 協議会より各自治会への再補助が多く，最終的な支出の使途がわからないので，チェック機能が十分とはいえない。最終的な使途まで検証できるような報告制度を確立する必要がある。	活動内容及び活動効果について明確かつ詳細に記載するよう指導する。 また，最終的な使途まで検証できるよう，事業報告方法の見直しについて検討する。
33・72	地域協働課	91	交付金	市民ゆめ創造	意見	（積極的な情報公開）P33 補助金等の「公益上の必要性」については時間の経過とともに変化していくものである。具体的に補助金等の見直しを進めていくにあたっては，費用対効果が低くなったものや，役割が薄れたものを随時見直すとともに，新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れ，市民ニーズに適ったものにしていく必要がある。 そのために市民によるけん制機能を確保するためには，何よりもわかりやすい情報公開に努めることが不可欠であり，結果として市民にとっての透明性の高い補助金等制度となるものと思われる。 補助金等の中には成果指標の数値が毎年減少しているなどの情報公開不足だと思われるものが顕在する。 （個別意見） 実施報告書は決算書と実施事業の羅列だけの報告書が多い。実施効果や見直すべき点の記載も含め実施報告書について改めて作成意義を検討するべきである。 平成２７年度は予算8,600千円，実績2,590千円であり，予算執行率が低い。市民への補助金の周知徹底と実施するための環境づくりが必要である。	本補助金の交付対象は各地区まちづくり委員会等であることから，各事務局に対して制度概要等について改めて周知を行い，環境づくりに努めた。
74	地域協働課	92	交付金	まちづくり計画改定	指摘	平成２７年度は予算1,250千円，実績0千円でまったく実施がない。まちづくり計画策定後５年以上が経過したが，まったく見直しをしていない計画書も多い。計画→実行→検証→改善計画と実行（ＰＤＣＡ）がすべての計画書で進むように，市民センターも積極的に協力し早急に計画の見直しをしていく必要がある。	当初計画の策定から５年が経過した平成２５年度から２９年度までに市内全２８団体中６団体が改定を実施（うち２団体は交付金不交付）。 平成３０年度は豪雨災害の発災により，改定を実施した団体は１団体のみとなったが，計画策定から１０年が経過する平成３１年度末までに，残る２１団体の全てで改定を実施する予定である。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
80	地域協働課	95	補助金	防犯カメラ設置	意見	防犯カメラの設置場所によっては設置工事金額も多くもなるが，１台あたり見積金額で507千円～252千円と額の差が大きい。標準価格等を設定するなど価格面の検討について実施する必要がある。	１台当たりの金額の差は業者，機種により異なるものであり，その選択は各設置団体に委ねている。 市は一定の機能について仕様で定めており，その条件を満たすものであれば，選択について関知する考えはない。
82	地域協働課	96	補助金	呉市交通安全推進協議会連合会	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価，再検討を行うべきである。	交通安全に関する施策を実施することは，市の責務であり，地域と協働して交通安全の活動を行うことは必要であることから，今後も継続する。
88	人権センター	111	補助金	呉人権擁護委員協議会	意見	事業計画書での事業目的，事業報告書での事業効果，評価についての記載がまったくなく，形式的に毎年同じ内容の書類を作成している。計画書，報告書を含めた書類作成の意義について再確認をしてもらいたい。	事業計画書及び事業報告書について，記載がない項目については具体的に記載するように見直しを行った。
90	人権センター	112	補助金	団体事業活動費	指摘	決算書監査は会計期間終了後に実施すべきであるが，平成２７年度決算書での監査報告日が平成２８年３月３１日となっており，会計期間中での監査報告となっている。	決算書監査については,平成２８年度決算書より会計期間終了後に監査を実施するよう改善した。
90	人権センター	112	補助金	団体事業活動費	意見	支出の主なものは，活動費（各種大会の参加費，旅費）及び解放車維持費であり，一般市民からみると補助対象事業の内容の有効性について疑問が多いのではないかと思う。補助金額は以前に比べてかなり減少してはいるが，現状においても費用対効果について見直しが必要である。 特定団体への定額補助である。補助に対しての評価，再検討を行うべきである。	同和問題の解決のためには地区住民の社会的立場の自覚や意欲の向上が必要であり，補助事業により，各種人権の研修会や大会等に参加し,そこで得られた知識等を地域の人権教育・啓発等に活用している。 また，補助事業における成果指標については，「呉市民意識調査」における同和地区住民に対する市民意識を活用していく。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
33・92	人権センター	114	補助金	男女共同参画推進活動支援	意見	（積極的な情報公開）P33 補助金等の「公益上の必要性」については時間の経過とともに変化していくものである。具体的に補助金等の見直しを進めていくにあたっては，費用対効果が低くなったものや，役割が薄れたものを随時見直すとともに，新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れ，市民ニーズに適ったものにしていく必要がある。 そのために市民によるけん制機能を確保するためには，何よりもわかりやすい情報公開に努めることが不可欠であり，結果として市民にとっての透明性の高い補助金等制度となるものと思われる。 補助金等の中には成果指標の数値が毎年減少しているなどの情報公開不足だと思われるものが顕在する。 （個別意見） 市民への告知について市政だより，市民センターでの案内等をしているが，周知不足で積極的な利用が少ない。補助金の存続の必要性について検討すべきである。	費用対効果も含めた事業のあり方を総合的に検討した結果，平成２８年度をもって補助金を廃止した。
33・98	文化振興課	120	補助金	呉市文化団体連合会	指摘	決算書監査は会計期間終了後に実施すべきであるが，平成２７年度決算書での監査報告日が平成２８年３月３１日となっており，会計期間中での決算監査となっている。	決算書監査が会計期間中に実施されていたとの指摘を受け，平成２８年度決算書での監査を会計期間終了後の平成２９年４月４日に実施した。
34・110	文化振興課	130	補助金	ベイノロホール実行委員会	意見	（合併町関係を含む公平性について）P34 平成１５年４月の下蒲刈町の合併に始まり，呉市周辺８町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により，補助金Ｎｏ．４５「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し，現在も毎年同額で継続している。 旧市内の住民からすると，補助金等の公益上の必要性の要点である，補助金等が特定の者に限定されず，市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じるところである。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため，個別意見とは別に記載させていただいた。 その他該当する補助金等としては，以下のとおりである。 （個別意見） 実績と実施計画に応じて補助金額を決定しているが，最近は800千円と毎年定額補助となっている。平成２５年度より一部受益者負担とし，見直しも実施されているが，川尻町以外の住民には馴染みの薄いホールでもあり，これまで以上の活用の仕方は難しいと思われる。今後も継続すべき補助金か注視すべきである。	年１０回程度，様々な分野のコンサート等の公演を通し，市民の文化振興に寄与しており，川尻町以外からの入場者数も含め増加している。今後も川尻町のみならず，更に多くの市民が訪ねていただけるよう，市としても積極的に広報に努め，伝統芸能や新しい文化の紹介を通して文化の薫り高いまちづくりの推進を図るため，今後も継続していきたい。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
112	文化振興課	131	補助金	野呂山芸術村実行委員会	意見	平成２７年度においては交流員の廃止により補助金額は半減している。交流レストハウスでの展示会等が主な活動であるが，見学者は減少傾向であり活動に閉塞感がある。野呂山全体の活用策についてもいろいろと検討されており，新規事業も立ち上げられている。芸術という特化した事業のみでなく，呉市民以外にももっと野呂山を知ってもらいたい，との意見も多い。補助開始から２０年以上経過しており改めて補助対象事業を抜本的に再検討すべき補助金と思われる。	事業の見直し後は「①採択事業　②まちの芸術家活用事業　③野呂山芸術村作家等活用事業」を柱に，平成２８年度は，１５事業のうち９事業を新規事業とした。今後，新規・既存事業のチェックを行い，地域住民の交流を図るとともに県内の芸術文化活動を実施している市民や大学等との連携により，文化芸術の拠点として事業を推進するため，今後も継続していきたい。
114	文化振興課	132	補助金	藤井清水音楽祭実行委員会	意見	平成２７年度まで1,796千円と毎年定額予算であったが，支出の見直しを財政課より指摘され，平成２８年度は10%の予算縮減となっている。出演者数，入場者数ともに毎年ほぼ同じであり，入場者は出演関係者が大部分を占めるのが現状であり，もっと魅力ある音楽祭とする必要がある。子ども達への教育面も含め，補助開始から２０年以上も経過しており再検討すべき補助金と思われる。	来場者の幅を広げるために，呉市藤井清水の会や小中高等学校とも連携を図りながら，子ども達に対し音楽祭への出演及び鑑賞者としての参加を促している。教育面においては，平成２８年度から，藤井清水の楽曲を合唱や吹奏楽用に編曲し，楽譜等を市内の小中高等学校に配布する等，直接作品に触れたり演奏したりする機会のきっかけを作り，次世代の音楽家が増えるよう取組んでいる。 平成２８年度実施のアンケートにも，「年々各団体が工夫されていつも楽しみにしています。来年も頑張ってください」など，毎年楽しみにされている方の意見も多数寄せられたことから，観客の評判もさることながら，前述の取組を加えた出演団体の活動支援を通して文化芸術の振興に寄与する本事業を今後も継続し，発展させていきたいと考える。
34・120	文化振興課	141	補助金	重伝建を考える会	意見	（合併町関係を含む公平性について）P34 平成１５年４月の下蒲刈町の合併に始まり，呉市周辺８町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により，補助金Ｎｏ．４５「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し，現在も毎年同額で継続している。 旧市内の住民からすると，補助金等の公益上の必要性の要点である，補助金等が特定の者に限定されず，市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じるところである。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため，個別意見とは別に記載させていただいた。その他該当する補助金等としては，以下のとおりである。 （個別意見） 地区住民の60%以上が高齢者であるが，少しずつ若者の現地での起業も始まっており地域の活性化が期待される。決算書上，補助金額の約２倍程度が繰越金額となっており補助金の効率性の点では疑問がある。 特定団体への定額補助である。補助に対しての評価，再検討を行うべきである。	繰越額については，事業の適正な執行などを確認し，事業規模に応じた繰越額となるよう指導している。 補助については，安芸灘とびしま海道の魅力を情報発信していくために，重伝建地区には不可欠な団体であり，これまでの御手洗地区のまちづくりに寄与している観点から継続して実施する。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
122	文化振興課	144	補助金	地域成人式	意見	各実行委員会からの報告書が提出されているが，地区によっては報告文書の記載なく毎年同じ報告書となっているなど，各地区実行委員会によってバラツキが見受けられる。報告書作成の意義を徹底すべきである。	各実行委員会に実績報告書の作成意義について再度説明し，報告内容の充実を図っていく。
124	文化振興課	147	補助金	派遣職員	意見	呉市美術館の運営管理が平成２７年度より市直轄から指定管理者へ変更になり，当面円滑な管理運営のために美術館職員１名をそのまま勤務させるための人件費補助である。暫定の措置とはいえ，指定管理者が補助金の交付を受けることは過少な指定管理料の補填と捉えることもできる。補助金交付を終了し，指定管理料を増額させることが透明性のある指定管理制度の運営を向上すると思われる。	平成２９年度で指定管理制度導入より３年が経過し，移行措置としての役目は終えたと考えられるため，補助金としての交付を平成２９年度をもって終了する予定である。 （参考） ※派遣職員補助金については，平成２９年度をもって終了している。（監査事務局）
126	スポーツ振興課	154	補助金	呉市体育協会	指摘	決算監査報告は会計期間終了後に実施すべきであるが，平成２７年度決算書での監査報告日が平成２８年３月２９日となっており，会計期間中での監査となっている。	平成２８年度決算においては，平成２９年４月４日の会計期間終了後に監査報告を実施した。
130	福祉保健課	159	補助金	呉市遺族連合会	意見	補助金の目的は，「戦没者等の遺族の相談」であり，主な事業内容は概要に記載されているように，行事の開催や案内，ないしは弔慰金の申請案内である。戦後70年以上が経過して現在においてその必要性は当初意図していたものから随分変化していると考えられる。 特定団体への定額補助であり，補助額も６万円と少額である。補助に対しての評価を行うとともに，少額の補助については，公益性や費用対効果等を勘案し，廃止を含めて検討するべきである。 また現状において，当該補助金は補助事業というよりも補助事業者に主眼を置いて設定されているので，No.１６０「呉海軍墓地顕彰保存会補助金」やNo.２５２「原爆被爆者団体補助金」のように類似の補助事業等があり，これらを踏まえて包括的に検討されることが望まれる。	戦後７０年以上が経過しているが，現在も国のために殉じた方の残された遺族援護の観点から遺族等の相談事業を行っている。また，遺族援護や若い世代にも戦争の悲惨さを伝えており，他の事業と比較し公益性が高いことを踏まえ廃止はせず，今後も補助を継続する。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
33・132	福祉保健課	160	補助金	呉海軍墓地顕彰保存会	意見	（補助事業者等の繰越金等の確認）P33 補助金等は公金の支出であるから，補助対象事業に公益性が認められたとしても，重ねて支出の必要性を検討して，補助の可否を決める必要がある。また，真に支援を必要とする相手先に対して支出することが求められることから，財政状態が安定していて資金的に余裕のある団体への補助等については，廃止を含めて検討するのが相当であると思われるし，長い目で見れば交付先団体の自主性や自立性に繋がっていくものと思われる。 （個別意見） 法人は補助額100千円を超える繰越金を継続して計上しており，補助金がなくとも自立可能な団体といえる。現状では，主として法人との関係維持のため補助が行われており，補助に対して検討の余地がある。 また特定団体への定額補助であり，補助額も10万円と少額である。補助に対しての評価を行うとともに，少額の補助については，公益性や費用対効果等を勘案し，廃止を含めて検討するべきである。 さらに，当該法人は，呉市子ども会連合会へ補助金２万円を出しており，No.２１３「呉市子ども連合会補助金」と重複した補助を行っている。市からの補助金を別の団体に再交付している場合，補助金執行の不透明化につながりやすいため，直接補助が可能かどうか，ないしは再補助に対して事務執行が適切に行われているかを検証する必要がある。	現在，呉海軍墓地には，合同慰霊碑９１基，個人墓碑１５７基，英国水平碑１基が建立され，殉国の英霊１３万余の方々が祀られている。 この御霊に対し，恒久平和を祈念する呉海軍墓地合同追悼式は今年で第４７回を迎え，補助対象事業には高い公益性が認められる。 これらの高い公益性や支出の必要性を勘案し，廃止はせず，今後も補助を継続する。支給した補助金が再補助されることのないように指導する。
138	福祉保健課	165	補助金	呉更生保護会	意見	特定団体への定額補助であり，補助額も10万円と少額である。補助に対しての評価を行うとともに，少額の補助については，公益性や費用対効果等を勘案し，廃止を含めて検討するべきである。	入所者の社会復帰への援助や生活指導を行うことにより，犯罪者の社会復帰を助け，更生保護福祉の充実に貢献している。 これらの高い公益性や支出の必要性を勘案し，廃止はせず，今後も補助を継続する。
140	福祉保健課	166	補助金	呉地区保護司会	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	保護司は保護司法により社会奉仕の精神を持って犯罪者の改善更生に向ける事を使命としており，呉地区保護司会は，呉市内において地域社会における犯罪予防活動を実施するなど地域の犯罪予防に効果が大きい。 これらの高い公益性や支出の必要性を勘案し，廃止はせず，今後も補助を継続する。
142	福祉保健課	167	補助金	社会福祉施設整備利子補助	意見	交付要綱が制定されているものの，アップデート（更新）がされておらず，制度の変更等による条項の陳腐化が見受けられた。現状において，呉市では要綱の作成が必須とはなっていないが，制定した要綱は適時に見直されるべきである。	交付要綱はすみやかに最新のものにアップデートを行った。 今後も適宜見直しを行う。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
144	福祉保健課	168	補助金	社会福祉施設整備	意見	No.１６７「社会福祉施設整備利子補助金」と同様に交付要綱のアップデート（更新）がされていなかった。要綱を適時に見直すべきである。	交付要綱はすみやかに最新のものにアップデートを行った。 今後も適宜見直しを行う。
148	福祉保健課	175	補助金	呉市医師会地域医療対策	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	当事業は健康セミナーの開催や救急医療推進のための研修会等を実施するなど，市民啓発等の観点から必要と認められるため，検討の結果，今後も補助を継続する。
150	福祉保健課	176	補助金	呉口腔保健センター	意見	実施報告の確認手段として補助事業者から収支報告の提出を受けているが，提出された決算資料が年々簡素化され支出内容が不明確になっているにもかかわらず，特に検討がなされていない。実施報告についての検討を行うべきである。	実施報告について，検討の結果，より詳細な収支決算書の提出を求めることとし，平成２８年度分から改善済みである。
152	福祉保健課	177	補助金	呉市医師会看護専門学校運営	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	当看護専門学校の卒業生の多くが市内病院に就職するなど看護師の安定供給が図られており，市民福祉向上の観点から必要と認められるため，検討の結果，今後も補助を継続する。
154	福祉保健課	178	補助金	歯の衛生週間行事	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	当事業は歯の衛生週間に合わせ口腔ケアの指導や広報活動等を行うなど，市民の口腔衛生向上の観点から必要と認められるため，検討の結果，今後も補助を継続する。
158	福祉保健課	181	補助金	救急医療運営	意見	夜間救急センターに対する赤字を補てんするための補助金である。補助金実績報告書には収支報告書が添付されるが，その裏付け確認が十分になされていない。 具体的には，夜間救急センターに係る収支報告書は，病院全体の決算書ではなく，病院会計のうち当該救急業務に係る部分を抽出したものであるが，それが他の支出と明確に区分され当該救急業務に係る支出のみが集計されているのか，抽出方法が毎期適切な方法で継続的に行われているのか，などの検証が行われていない。 救急医療は呉市にとって必要不可欠なものであり赤字補てんの必要性があるものの，補てん額は増加傾向にあり，その赤字額が適正な運営の結果としての赤字なのかどうか，十分な検証が必要である。	収支報告書の裏付け確認について，支出内訳の中で，人件費等の支給単価・人数・日数が記載されており，当事業に係る支出であることについて，一定の確認はできているものと考える。 なお，補助額について，年度により増減があり，一概に増加傾向にあるものではない。 （補助額の推移） 平成２６年度　２４，５９９千円 平成２７年度　３９，３９７千円 平成２８年度　４３，６４７千円 平成２９年度　３５，６４４千円（予定） 平成３０年度　２３，３００千円（予定）
162	障害福祉課	192	補助金	呉市身体障害者福祉協会	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	身体障害者の社会参加と自立の向上には，県内各地域の障害者団体との交流やスポーツ大会への参加などの活動の機会の充実が必要と考える。また，福祉の向上には，支援が必要と考えることから補助を継続していきたい。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
164	障害福祉課	193	補助金	呉市手をつなぐ育成会	意見	特定団体への定額補助であり，補助額も10万円と少額である。補助に対しての評価を行うとともに，少額の補助については，公益性や費用対効果等を勘案し，廃止を含めて検討すべきである。	知的障害者の社会参加と自立の向上には，障害者への理解に向けた継続的な啓発活動や他の障害者団体との交流の機会の充実が必要と考える。また，福祉の向上には，支援が必要と考えることから補助を継続していきたい。
33・168	保険年金課	203	補助金	はり・きゅう施術費助成	意見	（積極的な情報公開）P33 補助金等の「公益上の必要性」については時間の経過とともに変化していくものである。具体的に補助金等の見直しを進めていくにあたっては，費用対効果が低くなったものや，役割が薄れたものを随時見直すとともに，新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れ，市民ニーズに適ったものにしていく必要がある。 そのために市民によるけん制機能を確保するためには，何よりもわかりやすい情報公開に努めることが不可欠であり，結果として市民にとっての透明性の高い補助金等制度となるものと思われる。 補助金等の中には成果指標の数値が毎年減少しているなどの情報公開不足だと思われるものが顕在する。 （個別意見） 対象者となる７５歳以上の人口は約４万人であるが，実際の利用者は２千人程度にとどまっている。また，医療保険の対象とならない方法で医療への移行を予防する手段は他にも考えられ，特定の業種に限定する必要はないと考えられる。 制度が浸透し，補助金の効果があがっているとは言い難く，利用者数も減少傾向にあるので，高齢者の健康増進への寄与など，効果の測定を適正に行い，制度的な見直しを検討すべきである。	保健事業全体の見直しを行う中で，はり・きゅう施術助成は平成２９年度をもって終了する予定である。 （参考） ※はり・きゅう施術費助成補助金については，平成２９年度をもって終了している。（監査事務局）
170	介護保険課	205	補助金	敬老行事	意見	補助金の支給額は，予算承認に基づいたものである。補助金額の算定方法が存在するものの，特に明文化されているわけではない。 要綱等の市役所内で認められた文書の制定が望まれる。	補助金交付要綱を制定し，平成３０年度の補助金から適用することとした。
176	子育て支援課	211	補助金	母子寡婦福祉連合会	意見	特定団体への定額補助であり，補助額も10万円と少額である。少額の補助については，公益性や費用対効果等を勘案し，廃止を含めて検討を行うべきである。	検討した結果，当該団体は公益性が高いため，今後も総合的に支援する必要があり，継続して補助することとする。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
33・178	子育て支援課	213	補助金	呉市子ども会連合会	意見	（積極的な情報公開）P33 補助金等の「公益上の必要性」については時間の経過とともに変化していくものである。具体的に補助金等の見直しを進めていくにあたっては，費用対効果が低くなったものや，役割が薄れたものを随時見直すとともに，新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れ，市民ニーズに適ったものにしていく必要がある。 そのために市民によるけん制機能を確保するためには，何よりもわかりやすい情報公開に努めることが不可欠であり，結果として市民にとっての透明性の高い補助金等制度となるものと思われる。 補助金等の中には成果指標の数値が毎年減少しているなどの情報公開不足だと思われるものが顕在する。 （個別意見） 概要にあるように，地域のつながりが薄れる中，子ども会としての活動が盛んではなくなった地域もあり，連合会に加盟していない子ども会がある。補助金の公益性や公平性の観点から，そのような地域に対しても継続的に加盟を促進する努力が必要となってくる。 特定団体への定額補助で成果指標としての加入人数は減少傾向にあり，補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	子どもにとって，身近な地域社会における集団形成・集団活動は，社会生活の基本を学ぶため，必要不可欠である。 例えば，子ども会連合会が主催する「わんぱくドッジボール大会」は加入地区だけでなく呉市全体から広く参加者を募集するなど，呉市全体を見据えた事業展開をしている。 未加入地区の加盟促進や加入者勧誘を継続的に行いつつ，少子化の影響で子ども会の組織化が困難な地区の子どもたちの健全育成に資する事業展開に努めているため，呉市からの補助を継続していく。
180	子育て支援課	214	補助金	呉子ども祭実行委員会	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	呉子ども祭は，市内高校生で組織する呉学友会が企画・運営を行い，数百名の高校生が準備から撤収までをボランティア行うイベントで，世代を超えた交流の場，地域の人々や学生などのボランティア活動の場として定着している。ジュニアリーダー育成の方策としても，他の自治体に誇れる成功例の一つと言える。このように子ども祭開催の意義は高く，今後も引き続き支援していきたい。
190	子育て施設課	226	補助金	社会福祉施設整備利子補助	意見	No.１６７「社会福祉施設整備利子補助金」と同様に交付要綱のアップデート（更新）がされていなかった。要綱を適時に見直すべきである。	交付要綱はすみやかに最新のものにアップデートを行った。 今後も適宜見直しを行う。
192	子育て施設課	227	補助金	社会福祉施設整備	意見	No.１６７「社会福祉施設整備利子補助金」と同様に交付要綱のアップデート（更新）がされていなかった。要綱を適時に見直すべきである。	交付要綱はすみやかに最新のものにアップデートを行った。 今後も適宜見直しを行う。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
194	子育て施設課	228	補助金	特別保育活動	意見	補助金の支給方法について，補助額の３分の２を前期に支給し，残りの３分の１を後期に支給する分割支給を採用している。ただ，当該支給方法が特に明文化されているわけではない。交付要綱に分割方法についても記載することが望まれる。	平成２９年１１月１日に分割方法について記載した要綱に改正した。
198	子育て施設課	240	補助金	保育連盟	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	呉市保育連盟が実施する保育士等を対象とした研修に係る事業補助であり，保育士等のスキルアップを図ることで，保育の質が高まり，保育環境が改善されるなど効果の高い事業であり，現時点では当該団体に対する補助を継続する。
200	子育て施設課	241	補助金	保育事業活動	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	保育士，幼稚園教諭，保健師，看護師をはじめ，地域で児童に関わる人などを対象とする，地域が支えあって行う子育て支援の研修に係る事業補助であり，支援の必要なこどもや保護者への対応につながるなど高い効果が表れているため，必要な補助事業であり現時点では当該団体に対する補助を継続する。
204	保健総務課	252	補助金	原爆被爆者団体	意見	当該補助金は，団体との関係を保つため継続して行われている状況が続いており，補助事業者の特性を鑑みると継続的に補助を行うことについて理解はできるものの，交付要綱が定められていない状況で少額の補助を見直しすることもなく実施することについて，正当性や有効性，公平性の観点から疑問が残る。 また現状において，当該補助金は補助事業というよりも補助事業者に主眼を置いて設定されているので，N0.１５９「呉市遺族連合会補助金」やNo.１６０「呉海軍墓地顕彰保存会補助金」といった類似の補助事業等があり，これらを踏まえて包括的に検討されることが望まれる。	昭和４８年度に呉市内の被爆者により構成・設立された団体であり，広島原爆死没者慰霊式への参列，会員相互の親睦互助,や健康増進のための研修活動，語り部活動や原爆展等の開催等，平和意識の向上発展のための活動を行っている。 これらの高い公益性や支出の必要性を勘案し，廃止はせず，今後も補助を継続する。
214	健康増進課	266	補助金	健康運動推進協議会連合会	意見	当該補助金は補助開始年度が平成１０年であるため，補助が始まってから長期間経過している。また，補助金交付の終期時期も定められていない。さらに補助事業者等の活動実績の推移等も評価していない。このため，補助金交付の効果が曖昧なまま，補助金が将来にわたって必要性が検証されないまま交付される懸念がある。	健康寿命の延伸を目的に，市民に運動習慣を定着させるため，市内全域に組織されたボランティア団体に対する補助であり，各自治会連合会と協働で健康教室や体力測定教室の実施を始め，健康診査の啓発等の事業に取り組んでいる。 こうした事業は，市民の健康づくりを推進する上で，健康診査の受診率の向上，健康遊具の利用，ウオーキングの普及等に関して高い効果が表れているため，必要な補助事業であり，当該補助を継続する。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
216	健康増進課	267	補助金	食生活改善推進協議会	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	健康寿命の延伸を目的に，市民に食育を普及させるため，旧合併町に組織された地域のボランティア団体に対する補助であり，食生活改善に関する研修会や生活習慣病予防のための食育事業等の啓発事業に取り組んでいる。 こうした事業は，食育を推進する上で，地域の食文化の継承，地産地消の普及等に関して高い効果が表れているため，必要な補助事業であり，当該補助を継続する。
34・220	健康増進課	269	補助金	精神障害者家族会活動費	意見	（積極的な情報公開）P33 補助金等の「公益上の必要性」については時間の経過とともに変化していくものである。具体的に補助金等の見直しを進めていくにあたっては，費用対効果が低くなったものや，役割が薄れたものを随時見直すとともに，新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れ，市民ニーズに適ったものにしていく必要がある。 そのために市民によるけん制機能を確保するためには，何よりもわかりやすい情報公開に努めることが不可欠であり，結果として市民にとっての透明性の高い補助金等制度となるものと思われる。 補助金等の中には成果指標の数値が毎年減少しているなどの情報公開不足だと思われるものが顕在する。 （個別意見） 特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	精神障害者やその家族で構成される団体に対する補助であり，精神障害者だけでなく，精神障害者を支える家族同士が互いの悩みを相談したり，研修会や交流会に参加することで，偏見や差別をなくす取組を行う等の効果が表れているため，必要な補助事業であり，当該補助を継続する。 現在，地域保健活動において，保健師が家族会の活動等について情報提供を行っているが，今後は，活動内容についてもチラシ等で広報していく。
230	商工振興課	287	補助金	メーデー行事	意見	担当課は補助対象の事業内容等の精査及び他市町のメーデー実施状況の実施状況を検討していない。このため，補助金額が事業規模に対して妥当であるかどうか検討していない。当該補助金が市民の生活向上に寄与しているかという有効性の観点を検証すべきである。	他市町のメーデー実施状況及び類似団体の補助金についてはきちんと調査している。当面は補助していく方向で考えているが，事業効果等の検証を行い，事業内容に沿った適切な支出となるよう見直しを図りたい。
232	商工振興課	288	補助金	勤労者福祉サービスセンター	意見	平成２２年度で国庫補助金が打ち切られている。しかし，その後も呉市単独で補助金交付を続けている状況である。国庫補助金が終了した時，呉市としても補助金交付を終了すべきであったと思われる。国が補助金交付を終了したということは国が補助金交付の必要性がないと判断したと推測される。また，補助事業者等に呉市役所に関係の深いものが多数在籍している。このため，補助金交付の公平性に対しても問題がある。	当法人は呉市の全額出資（2,000万円）により設立した経緯や，呉市の根幹を支える中小企業を福利厚生面で支援するという観点から，また，単年度収支赤字が続く経営状況も踏まえ，当面は補助していく方向で考えている。 今年度は，事業費等の検証と見直しを図り，経費削減に取り組んでおり，徐々に削減効果が出ている。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
234	商工振興課	290	補助金	呉市シルバー人材センター	意見	年々国庫補助金の交付額が減少している。しかし，呉市の補助金は国庫補助金と同水準で減少していない状況である。呉市の補助金も国庫補助金と同水準で減少すべきではないかが懸念される。運営が効率的になされているかどうかの検証を実施して，補助金交付額を国の減少率と同水準にできないか検証すべきと思われる。また，補助事業者等に呉市役所に関係の深いものが多数在籍している。このため，補助金交付の公平性に対しても問題がある。	当法人は毎年，収支赤字を計上し，基金（繰越金）により補填する経営状況が続いている。また，会員数・事業契約数も減少し運営に支障を来している。 補助金については，定額的な支出となっているが，高齢者の生きがいと雇用を支えるという観点から，また，当センターの経営状況等を踏まえ，当面は補助していく方向で考えている。
242	商工振興課	297	補助金	呉商工会議所	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	当面は補助していく方向で考えているが，事業効果や類似団体の補助金等の検証を行い，事業内容に沿った適切な支出となるよう見直しを図りたい。
244	商工振興課	298	補助金	鈩協同組合広島県連合会	意見	補助事業者等は呉市から９万円の補助金の交付を受けている。一方補助事業者等は広島県中小企業団体中央会に会費として15万円会費を支払っている。上記資金の流れが補助金の再補助に該当しないか懸念される。また呉市は広島県中小企業団体中央会へNo.２９９「広島県中小企業団体中央会補助金」で直接補助金を交付している。当該補助事業者等への補助金交付を終了してNo.２９９「広島県中小企業団体中央会補助金」の補助金交付額を増額する方が補助金交付の透明性が向上すると思われる。	本補助金は，鈩の需要低迷，鈩企業の厳しい経営状況を打開するために当該組合が実施している事業を支援するものであり，組合が広島県中小企業団体中央会へ支払っている”負担金”とは，その性質を異にするものである。よって，再補助には当たらないものと考え，継続して補助する予定である。
246	商工振興課	299	補助金	広島県中小企業団体中央会	意見	特定団体への定額補助であり，補助額も少額である。No.２９８「鈩協同組合広島県連合会補助金」で記述したように，補助金の一本化を検討すべきである。	広島県中小企業団体中央会に確認したところ，本来，会費は組合から支払われるもので，補助金として市から受ける事例はなく，特定の組合の会費を市が支払うことは，他の組合に対して不公平になるのではないかとの指摘を受けた。 したがって，従前のまま継続して補助する予定である。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
34・248	商工振興課	300	補助金	呉広域商工会	意見	（合併町関係を含む公平性について）P34 平成１５年４月の下蒲刈町の合併に始まり，呉市周辺８町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により，補助金Ｎｏ．４５「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し，現在も毎年同額で継続している。 旧市内の住民からすると，補助金等の公益上の必要性の要点である，補助金等が特定の者に限定されず，市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じるところである。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため，個別意見とは別に記載させていただいた。 その他該当する補助金等としては，以下のとおりである。 （個別意見） No.２９７「呉商工会議所補助金」及びNo.２９９「広島県中小企業団体中央会補助金」は当該補助金と中小企業の支援を行う団体への交付という点で性質の似た補助金である。しかしNo.２９７「呉商工会議所補助金」が3,640千円の補助，No.２９９「広島県中小企業団体中央会補助金」が45千円の補助である点と比較して，当該補助金は金額が20,000千円と非常に高額である。担当課に理由を聞いたところ，広域商工会は，旧町時代８町あった商工会が平成２０年に合併して発足した団体で広域かつ多岐に亘って事業を行っていることから，高額となっているとのことである。しかしながら，会員数，指導日数及び経営指導員の指導件数は他の補助金と比較してそれほど多くはないため，補助金交付の公平性の観点から問題がある。	合併町関係を含む公平性について，補助金NO.45「合併町地域まちづくり振興事業補助金」とは性質が違い，比較の対象とはならないと思われる。 【個別意見に対する取組内容】 市からの補助金は，主に地域総合振興事業費に充てられており，経営指導件数，事業費ともに減少傾向にあるが，各地域ごとに担当を分けて，地域に根ざしたきめ細かい支援を行っているため，他の中小企業支援を行う団体とは異なり，地域と協働した事業も多いことから，補助金額も高額になっているものである。 よって当面は補助していく方向で考えているが，実績等を踏まえて金額の見直しも検討していく。
257	商工振興課	306	補助金	派遣職員	意見	補助事業者等に派遣されている呉市職員２名の人件費にかかる補助金である。補助事業者等は公益財団法人である。補助事業者等である公益財団法人は呉市と直接関係のない独立した法人である。にもかかわらず，呉市の職員が２名派遣されていることを理由に，当該派遣職員の人件費を補助金として交付していることは経済的合理性に欠ける。	派遣されている呉市職員の人件費については，平成２９年度から条例で定められた給与（給料，扶養手当，住居手当，期末手当）を直接支給することに変更している。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
259	商工振興課	307	補助金	くれ産業振興センター	意見	呉市職員２名を派遣している。補助事業者等は呉市の指定管理者である。指定管理者が補助金の交付を受けることは過少な指定管理料の補填と捉えることもできる。補助金交付を終了し，指定管理料を増額させることが透明性のある指定管理制度の運営を向上すると思われる。	当該補助金は，呉地域の中小企業等が行う新技術・新製品の開発，新事業の創出，技術の高度化，経営基盤の強化及び販路開拓の取組を支援し，地域産業の振興及び経済の発展に寄与することを目的に設立された「公益財団法人くれ産業振興センター」が行う調査・相談，補助，セミナー開催等の各種事業に対し，財政的に支援するものである。 当該センターが指定管理者となっているインキュベーション施設の指定管理料は，３施設の維持・管理，入居受付など管理運営に要する業務が主なものであり，目的が異なっている。 なお，当該センターへの補助金のうち，指定管理業務に要する経費については，事業内容を精査し，平成３０年度更新分から職員人件費分を案分し算入するよう見直しを行っている。
34・279	農林水産課	367	補助金	ゆたか産業文化祭	意見	（合併町関係を含む公平性について）P34 平成１５年４月の下蒲刈町の合併に始まり，呉市周辺８町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により，補助金Ｎｏ．４５「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し，現在も毎年同額で継続している。 旧市内の住民からすると，補助金等の公益上の必要性の要点である，補助金等が特定の者に限定されず，市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じるところである。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため，個別意見とは別に記載させていただいた。 その他該当する補助金等としては，以下のとおりである。 （個別意見） 特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	交付先である団体は，豊町産業文化祭実行委員会で，まちづくり協議会など地域団体が協力して開催している.。 当文化祭は，過疎地域で高齢化が進む豊町において，地域ぐるみで取り組む主要なイベントとして定着しており，豊町以外の地域からの参加者や来場者も多く，品評会による基幹産業である柑橘栽培の研究や成果発表の場として重要な場となっているので，継続した支援を実施していきたいと考えている。 しかしながら，補助の内容については，精査することが必要と考えるため，今後研究していきたい。
289	農林水産課	376	補助金	畜舎消毒	意見	呉市内の全家畜飼育農家の衛生管理のための消毒薬剤の使用に関する補助金である。直接の交付団体は呉畜産振興会である。呉畜産振興会が一旦補助金を受取り，その後各畜産農家に補助金の再分配をおこなう。補助事業者等が呉畜産振興会であるため，各畜産農家の確定申告書を入手していない。そのため，各畜産農家の財政状態を把握できておらず，補助金の交付が本当に必要かどうか判断できない状況にある。	家畜伝染病予防法に，市町村長は家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるよう規定され，それに基づき，畜舎の消毒や蚊等の駆除を行う畜産農家へ経費の一部を助成している。 県内で同様の補助事業を行っている自治体も，財政状況を把握することなく事業を実施している。 本事業は，牛・豚・鶏の３農家が現在利用しており，鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の予防等に資することから，畜産農家の財政状況にかかわらず継続した支援を実施していきたいと考えている。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
297	農林水産課	383	補助金	広カンラン栽培促進	意見	平成２６年度に制度の周知とともに募集を行った。あわせて，農業者を対象とした講習会などで募集を行ってきた。今後は，募集方法を再検討し，関係団体とも連携して広カンランの普及に努めるべきである。	本年度から，これまでの募集方法に加え，ホームページによる制度等の情報提供や募集の実施，栽培技術習得セミナーのカリキュラムとして広甘藍園での栽培実習を行った。 また，関係機関が開催する講習会等でも募集要項を配布するなど，関係機関と連携した取組を推進することにより，広カンランの普及に努めた。
301	農林水産課	392	補助金	中山間地域集落協定	意見	原畑集落の決算書は多くの費目で予算が計上されているにもかかわらず，決算では多くの費目が０円で計上されている。結果的に予算とは全く異なった補助金の使用方法となっている。最終的に余った金額を全額積立金として計上している。補助金の使用方法については，積立を行う場合は，積立額，取崩年度，使途等を明らかにして届け出ることになっているが，適正な届け出がされていなかった。上記の事実があるにもかかわらず，担当課で原畑集落に指摘していない。担当課は実績報告書を適切に査閲し，補助金が適正に使用されているか検証すべきである。	中山間地域等直接支払制度は，交付金の配分や使途については，集落の裁量に委ねられている。 今回，決算で多くの費目が０円で計上されたのは，予算作成後に再度集落で協議し，個人配分以外の支出を止め，共同利用する農機具を購入するための積立を行うことにしたためであるが，その場合の必要な届け出が提出されていなかったものである。 今回の意見を受け，当集落より速やかに変更届（積立額・取崩予定年度・使途等を明記したもの）を提出させ，適正に処理しており，今後も，提出書類等の確認を十分に行うことで，適切な事務処理に努めていく。
311	農林水産課	396	補助金	ルート３７５フェスタ	意見	特定団体への定額補助であり，補助額も少額である。補助に対しての評価を行うとともに，少額の補助については，公益性や費用対効果等を勘案し，廃止を含めて検討すべきである。	今回の意見を受け，本補助金の今後のあり方を検討した結果，平成２９年度の助成を以て廃止することとした。
325	農林水産課	403	補助金	呉漁業協同組合連絡協議会	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	呉市内の１４漁協で構成される団体であり，漁業者が主体となって，呉市域の水産物のＰＲ，担い手の確保，カワウ対策，呉水産まつりなど単独の漁協ではできない事業を実施している。 これらは，行政と漁協が連携して取り組む必要がある事業であることから，引き続き現行どおり支援を継続していきたいと考えている。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
34・327	農林水産課	404	補助金	豊浜地域水産振興協議会	意見	（合併町関係を含む公平性について）P34 平成１５年４月の下蒲刈町の合併に始まり，呉市周辺８町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により，補助金Ｎｏ．４５「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し，現在も毎年同額で継続している。 旧市内の住民からすると，補助金等の公益上の必要性の要点である，補助金等が特定の者に限定されず，市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じるところである。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため，個別意見とは別に記載させていただいた。 その他該当する補助金等としては，以下のとおりである。 （個別意見） 特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	豊浜地域は，全世帯の約３分の１が漁業世帯であり，呉市内で最も漁業に特化した町であることから，漁業の衰退が直接地域の衰退に結びつくという特殊事業がある。このため，呉市としても当協議会の活動を積極的に支援していくことにより，水産業のみならず，地域全体の活性化を図っている。 当協議会の活動内容は，当地域の特性であるタチウオの引き縄釣り漁に必要な他県への入漁交渉を行っているほか，豊島タチウオのＰＲイベントや担い手の確保など，水産業及び豊浜地域の活性化を図るためにも重要な事業を実施している。 また，近年，タチウオの漁獲量が著しく減少していることから，新たな漁業へ転換していくことが地域としての重要課題となっており，今後，当協議会の果たす役割は益々重要になってきている。 これらのことから，今後も行政が当協議会に対して，積極的に支援していく必要があるため，現行どおりの支援を継続していきたいと考えている。
345	交通政策課	452	補助金	バス事業経営支援	意見	平成２３年度末に呉市交通事業の一括完全民間移譲を受け，呉市域において広島電鉄株式会社が運行するバス路線の運行に係る経費の一部に対し，補助金を交付している。広島電鉄株式会社に対してはNo.４５１「バス購入費補助金」に記載した補助金を交付していることから，その補助金を利用して取得したバスの取得価額の減価償却費が本補助金交付の前提となる経常費用の計算に含まれるかどうかが問題となる。 この点については，一般的に補助金相当額の圧縮記帳を行っている場合には，圧縮後の金額を用いて減価償却計算を行うことになる。そのため，経常費用に適正利潤（当該経常費用の２パーセント相当額）を加算した額と経常収益との差額について補助金を交付するという本補助金の算定上，経常費用の金額に影響を与えないことになるが，計算方法について呉市側で確認しているという回答を得た。 また，バス事業について，路線毎に経常損益を把握する必要があるが，その際に補助金を受領して購入したバスとそれ以外のバスで減価償却費が異なることになるという点については，すべての路線で発生する減価償却費を路線毎のバスの走行距離数で按分処理しているという回答を得た。 今後は，市民に対してバス路線維持に必要なコストや補助金の交付状況などについて説明した資料をより開示することが有用である。	市民に対してバス路線維持に必要なコストや補助金の交付状況などについて説明した資料を地域のイベント等で発表する予定である。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
347	交通政策課	455	補助金	離島航路運航	意見	斎島汽船株式会社の本社事務所が豊浜市民センター内にあり，従来は事務を実施する際にも呉市の施設等を利用する場面が多かったが，現在は大幅に改善されており，事務手続きに関しても，国に対する補助金申請に係る事務作業等の一部について，呉市の離島航路担当課の職員と連携しながら行っているという状況であるとの説明を受けた。 また，本補助金の「概要」に記載のとおり，斎島汽船株式会社は呉市が出資した事業体であり，呉市副市長が交付先団体の役員に就任している。	斎島汽船株式会社は呉市が出資した事業体であり，呉市副市長が交付先団体の役員に就任しているが，株主としての就任であるため，引き続き役員就任を継続するものとする。
34・353	建築指導課	463	補助金	木造住宅耐震改修助成	意見	（積極的な情報公開）P33 補助金等の「公益上の必要性」については時間の経過とともに変化していくものである。具体的に補助金等の見直しを進めていくにあたっては，費用対効果が低くなったものや，役割が薄れたものを随時見直すとともに，新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れ，市民ニーズに適ったものにしていく必要がある。 そのために市民によるけん制機能を確保するためには，何よりもわかりやすい情報公開に努めることが不可欠であり，結果として市民にとっての透明性の高い補助金等制度となるものと思われる。 補助金等の中には成果指標の数値が毎年減少しているなどの情報公開不足だと思われるものが顕在する。 （個別意見） 住宅・建築物耐震診断件数は増加傾向にあり，申込件数が予算件数を上回る場合，抽選のうえ対象者を決定している。住宅・建築物耐震診断を受けた方が当事業の対象であり，その方に連絡をとって耐震改修を促進することとしているが，平成２５年度以降補助金交付実績はないものの国策としても重視していく方針であることから，当事業の効率的な運用という視点からすると，広告方法，対象となる方へのアプローチなどを検討することが有用である。	木造住宅の耐震改修事業に関する啓発活動（耐震セミナー，出前トーク，耐震診断実施者へのアンケート等）は，事業を立ち上げた平成１７年度から実施しているものの，当該事業の申込者数は，年々減少傾向にある。 そのような状況の中，新たな啓発活動として「木造住宅防災パネル展（平成２９年６月初旬～７月下旬）」を企画し，各市民センターにおいて，甚大な被害を被った熊本地震の被災状況写真の展示や耐震関係チラシの配布等を行い，相談窓口を建築指導課内に設置していること及び住宅の耐震化の重要性等についての周知を図ったところである。 その結果，当該事業への申込みはなかったものの，耐震改修工事についての相談件数は増加し，一定の効果があったものと捉えている。 当該パネル展は，毎年，実施することとし，市民に対する意識の高揚を図っていきたいと考える。 また，当該事業の存続等に関して御指摘を頂いているが，「大地震は，いつ，どこで発生してもおかしくない状況にある」と認識されている昨今，国が，国策として住宅の耐震化について重要視していることに鑑み，当該事業は，継続して行くこととする。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
355	建築指導課	464	補助金	老朽等危険住宅除去助成	意見	危険建物の除却等は個人財産の管理の問題であり，そこに一定の補助金という形で税金を使用するということが必要であるか，という議論を実施した結果，当事業が運営されている。平成２４年度に95件，平成２５年度に91件，平成２６年度に126件，平成２７年度に79件という実績である。助成金額は補助金交付対象事業に要する経費の30%（上限30万円）であり，基本的には定率支給となっている。上述の趣旨からは所得制限などを基準として対象者を絞ることも検討すべきである。	現在，危険空き家を除却する建物所有者等に対し，所得額に関係なく，一律に補助金を交付する施策を講じている。その理由としては，危険を伴う空き家は，長い年月放置され，実際に除却工事をされるのは実際に建物を管理しているの当該所有者というのは希で，そのほとんどは「法定相続人や当該建物に住んだことがない孫・ひ孫」というケースも多くある。また，当該事業の重要な目的は，周辺へ危害を及ぼすおそれのある危険性を，早期に除去することであると考えており，当面は，所得制限を設けず，「住環境の早期改善」に寄与できるよう，努めてまいりたいと考えている（将来において，危険建物の発生件数が落ち着いてくるような状況になれば，他の自治体の実施状況や今後の取組等を注視し，指摘事項の検討も必要であると考えている）。
34・359	土木総務課	487	補助金	急傾斜地復旧整備事業融資利子補給	意見	（積極的な情報公開）P33 補助金等の「公益上の必要性」については時間の経過とともに変化していくものである。具体的に補助金等の見直しを進めていくにあたっては，費用対効果が低くなったものや，役割が薄れたものを随時見直すとともに，新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れ，市民ニーズに適ったものにしていく必要がある。 そのために市民によるけん制機能を確保するためには，何よりもわかりやすい情報公開に努めることが不可欠であり，結果として市民にとっての透明性の高い補助金等制度となるものと思われる。 補助金等の中には成果指標の数値が毎年減少しているなどの情報公開不足だと思われるものが顕在する。 （個別意見） 当事業は民有の急傾斜地の復旧・整備を促進するため，その所有者等に対し，復旧・整備工事に必要な資金を融資し，金融機関に対し利子補給を行うこととしているが，金融機関の融資利率が3.5%固定金利として運用が継続されている。昨今の経済状況を踏まえ金利水準を協議すべきである。	情報提供については，現在も市広報誌に年２回記事を掲載するとともに，土木総務課ホームページにも掲載しており，従前のまま継続することとした。 融資利率については，金融機関とも協議し，平成２９年度以降の新規貸付分については年率１．５%減率し，２．０%とすることで合意した。（平成２９年４月１日付けで要綱に所要の改正） また，平成２９年度以降５年ごとに利率見直しをするための改定協議を行うことも金融機関と合意している。
361・397	議会事務局庶務課	517	交付金	政務活動費	指摘	自動車燃料費の支出については，登録車両を対象としているが，現在は乗用車のみの登録となっており，バイクは除外されております。バイクの燃料支出も相当数あるので，バイクも乗用車と同様登録車両の対象とすべきではないか。	バイクも含め車両の登録を行った。なお，支出基準の全体的な見直しを行い，平成２９年度から自動車燃料費及び携帯電話代について，政務活動費の支出対象項目から除外した。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
361・397	議会事務局庶務課	517	交付金	政務活動費	指摘	「日本のこころを大切にする党」の車両燃料費の中に，給油場所が九州であり議員は当日他地域に出張中であったため問い合わせをした結果，政務活動とはまったく無関係の燃料費の支出であった。政務活動費収支一覧を訂正するとともに，政務活動費を返金させるべきである旨の指摘を行い，後日に訂正及び返金の確認を実施した。	誤支出については，収支報告書を訂正のうえ，利息を付けて返金及び戻入を行った。
361・397	議会事務局庶務課	517	交付金	政務活動費	意見	領収書日と実際に通帳から支出した日にかなりの期間を要している場合がある。議員が立替払いをしている場合ではあるが，誤謬や疑惑のもとでもあるので，市からの交付金と同様に４分の１半期（３ケ月）ごとに支出の清算をしてはいかがかと思う。	領収日と通帳からの支出が原則１か月空かないよう議会内で取り決めをした。
361・397	議会事務局庶務課	517	交付金	政務活動費	意見	個人カードの使用により政務活動費にかかる支出をした場合，そのポイントを私的に使用する可能性がある。政務活動費の支出については個人カードの使用は原則禁止としてはどうか。	政務活動費の支出をする際，ポイントカードやクレジットカード，その他，これらに類するものを使用しポイントやキャッシュバックが発生しないよう議会内で取り決めた。
395	消防局消防総務課	592	補助金	自主防災組織	意見	昭和59年から補助を開始しており，交付先は全て自主防災会である。防災訓練等は定期的に実施されており，提出される書類をより簡素化することで業務の効率化に資すると考えられる。また，現状，自治会の人数によらず，防災訓練補助金は防災訓練１回につき20,000円（１年度に１回），防災器材等購入助成金は器材購入費用の３分の２まで，上限40,000円を補助することとしており，一人当たりに対する補助金に偏りが発生しやすい仕組みとなっている。	提出書類の様式の簡素化は実施した。（平成２９年４月１日施行済） 補助金については，給付対象となる自主防災組織の編成単位も含め，中核市等の他都市の状況を調査し，現行の補助額を考慮した上で，一人当たりに対する補助金に偏りが発生しない制度となるよう研究する。

平成２８年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
363	学校施設課	535	補助金	学校給食協会	意見	協会の運営に係る事務局に元呉市職員が嘱託業務として就任している。呉市職員の嘱託は職員の規程に準じて運用されている。当業務実施に際して学校と協会との間で連絡・連携すべき事項が多く効率面・実行面からは有効に機能していると考えられる。	今後も給食協会の健全で円滑な運営を補助していくとともに，学校給食事業のますますの充実・発展に取り組んでいく。
367	学校教育課	549	補助金	私立高校	意見	呉市内私立高等学校の教育の振興を図るため，施設・設備整備等の事業に対し，１校あたり225万円（予算の範囲内）を限度として助成を行っている。私立高等学校の施設・設備整備等の事業は自立可能なものとして独立採算で運用すべきという意見もあるかもしれないが，呉市としては一定の予算措置を講じたうえで魅力ある学校作りのため生徒に直接的に訴求できるソフト面の充実を図ることを趣旨の一つとしている。現状の補助金の使途を見ると，学校のトイレの補修，パソコンの更新等，ハード面に対する事業が多いため，高等学校に対して当事業の趣旨を共有するとともに使途についても趣旨に沿ったものであるかどうか協議すべきである。	これまで，生徒に直接的に訴求できるソフト面の充実を図るという事業の趣旨を伝え学校側の理解を得ながら運用していたが，平成28年度に改めて学校側との話し合いを行い，生徒に直接的に訴求できるソフト面の充実を図るという補助の目的等を学校側と共有し，補助金交付要綱を作成した。その中で，補助対象事業及び補助対象経費を明文化し使用目的を限定することで，補助の目的及び補助金の使途を明確にした。
379	学校教育課	556	補助金	呉市中学校文化連盟	意見	呉市立中学校文化連盟の事業（中学校総合文化行事等）に対し補助を行うものであるが，当事業に対しては全額補助金を交付しており，上限が設けられないまま運用されており，対象事業費拡大に対する抑制効果が乏しい状況にある。	昨年度については，連盟の理事会や関係各担当者に説明を行い，項目の見直しを実施し一部の項目で予算の削減を行った。 本事業について，補助金の上限を設けていないが，毎年，中学校文化連盟からの予算請求に対して，これまでの実績をもとに精査し，連盟に事業費拡大に対する抑制と調整を行った後に交付している。
387	学校安全課	565	補助金	呉市学校保健会	意見	特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。	事業の内容を検討し，団体補助から事業補助への移行を含めた見直しに向けて，関係機関との調整を行っていく。
389	学校安全課	569	補助金	呉市小学校体育研究会	意見	特定団体への定額補助であり，補助額も1.8万円と少額である。補助に対しての評価を行うとともに，少額の補助については，公益性や費用対効果等を勘案し，廃止を含めて検討するべきである。 なお，事業費として必要な資金は呉市小学校行事の既存予算の中へ計上することが可能かどうか検討することが有用であると考えられる。	平成31年度に廃止とし，必要な経費は小学校体育行事事業の既存予算の中へ計上していく。